

豊明市公共施設包括管理業務委託
対象業務概要

2023（R5）年8月

愛知県豊明市

- ・個別業務ごとの「対象施設」、「業務概要」、「頻度」、「特記事項」等の詳細は、後日優先交渉権者決定後の協議の上、定めることとする。
- ・現に本市が委託している業務については、現行の仕様書等の内容と現況について十分に精査し、適正な水準で行うものとする。
- ・年度ごとの業務内容（対象施設及び業務種類）については、本市と受託者の間で協議を行い、一部増減する場合がある。

目次

1	警備業務	1
2	電気工作物保守	2
3	プール濾過装置保守	3
4	昇降機・リフト保守点検	3
5	舞台装置保守	5
6	簡易専用水道保守	5
7	浄化槽保守等	5
8	浄化槽汚泥処理	7
9	高架水槽及び受水槽清掃	8
10	消防設備等保守	9
11	非常通報装置保守	9
12	ガスヒーポン保守	10
13	遊具等保守点検	11
14	水質検査等	12
15	屋内運動場体育器具保守点検	14
16	樹木剪定等	14
17	調理機器点検業務	15
18	調理室排気設備等清掃	16
19	調理室害虫駆除業務	16
20	室内空調機等清掃業務	16
21	廃プラスチック収集運搬処分	17
22	ガスファンヒーター等点検	18
23	ピアノ調律	18
24	蜂等駆除	19
25	その他	19
26	修繕	22

1 警備業務

業務番号	No. 1、2				
業務名	校舎等警備業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
業務概要	(1) 火災、盗難及び特定の異常状態（外部からの侵入など）の感知 (2) 確知時は、機動隊を警備対象に派遣し状況確認、関係先への通報及び状況の連絡 (3) 警備実施事項の報告				
頻度					
特記事項	業務開始は令和6年9月1日からとする。 警備基準時間 (1) 平日（教職員勤務日） 16:00～翌日08:00 (2) 休日等（学校休業日） 08:00～翌日08:00（学校代休日含む）				
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 46				
業務名	警備業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	対象外	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等	警備業法（昭和47年法律第117号）				
業務概要	(1) 火災・盗難および特定の異常状態の感知 (2) 異常感知時における関係先への通報・連絡 (3) 警備実施事項の報告				
頻度					
特記事項	業務開始は令和7年6月1日からとする。 警備基準期間 (1) 平日 午後6時00分から翌日午前7時30分まで (2) 土曜日 午後5時00分から翌日午前7時30分まで (3) 休日（施設の代休日を含む） 午前7時30分から翌日午前7時30分まで				
担当所管	健康福祉部こども保育課				

業務番号	N o . 4 1				
業務名	臨時警備業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校
根拠法令等					
業務概要	<p>(1) 卒業式前日、警備開始前に学校と警備場所および緊急連絡先等について打ち合わせを行うこと。</p> <p>(2) 開始前から業務終了時まで学校が指定した場所にて常駐すること。ただし、2時間に1回学校外周の巡回を行うこと。(各校2名×3校 計6名)</p> <p>(3) 学校敷地内に待機用の車両を常駐させること。</p> <p>(4) 常駐職員は、制服を着用すること。</p> <p>(5) 警備においては、青色誘導灯等を警備員に携帯させること。</p> <p>(6) 既設機械警備会社と連携すること。</p>				
頻度	卒業式前夜のみ				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

2 電気工作物保守

業務番号	N o . 3、4				
業務名	電気工作物保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校	小学校8校	小学校8校	小学校8校	小学校8校
	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校
根拠法令等	電気事業法（昭和39年法律第170号）				
業務概要	<p>(1) 点検、測定及び試験（定期点検、点検基準あり） ※発注者の承諾を得て、通信回線を使用した絶縁監視装置を設置（受託者負担）することができる。</p> <p>(2) 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因の探求への協力、再発防止のための措置の指導、助言及び必要に応じた臨時点検</p> <p>(3) 法令に定める官庁検査の立ち合い 等</p>				
頻度	<p>(1) 月次点検 原則月に1回 ※絶縁監視装置を設置する場合は隔月1回とする。</p> <p>(2) 年次点検 年に1回</p> <p>(3) 臨時点検 必要の都度</p>				
特記事項					

担当所管	教育部学校教育課
------	----------

3 プール濾過装置保守

業務番号	No. 5				
業務名	プール濾過装置保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校
根拠法令等					
業務概要	プール濾過装置の使用前及び使用後の保守点検業務				
頻度	保守点検年2回 報告年2回				
特記事項	※各校のプール濾過機各1基				
担当所管	教育部学校教育課				

4 昇降機・リフト保守点検

業務番号	No. 6				
業務名	小荷物専用昇降機保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校	小学校1校
根拠法令等	建築基準法（昭和25年法律第201号） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）				
業務概要	（1）建築基準法に基づく定期検査及び特定行政庁への報告 年1回 （2）労働安全衛生法に基づく定期点検業務 年4回 （3か月に1回技術者を派遣し下記昇降機の点検、調整及び各部給油を実施） 対象機器：小荷物専用昇降機 インバーター制御 300kg 45m/分 3停止 1台				
頻度	年に4回				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 47				
業務名	給食用小荷物専用昇降機等保守点検				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等	建築基準法（昭和25年法律第201号） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）				
業務概要	1 対象				

	(1) 給食用小荷物専用昇降機 (2) 階段昇降機 (青い鳥保育園のみ) 2 概要 (1) 機械、電動機、制御装置等の注油及び清掃 (2) 各レール等の注油、調整 (3) 各ボルト増締 (4) 昇降路内清掃
頻度	年3回
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・油脂類、ランプ、ヒューズ等の消耗品は業者にて負担。 ただし、ギアオイルの取替えは含まない。 ・不時の故障呼び出しには、随時技術員を派遣すること。 ・定期検査 検査報告書作成提出
担当所管	健康福祉部こども保育課

業務番号	No. 11、12、13、14、15、16、17				
業務名	エレベーター保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等	建築基準法 (昭和25年法律第201号) 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)				
業務概要	(1) 巻過防止装置その他安全装置の点検 (2) ブレーキ及び制御装置の異常の有無 (3) ワイヤロープの損傷の有無 (4) ガイドレールの状態 (5) 各階のボタン及びインターホン等の状態 (6) モーター等の状態 (7) その他本市の指示する事項 (8) 年1回、定期点検の中で建築基準法第12条に基づく定期検査を実施すること。				
頻度	月に1回				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

5 舞台装置保守

業務番号	No. 7、8				
業務名	舞台装置保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等	<p>(1) 舞台装置の保守点検業務 年1回 (緞帳、舞台幕、映像スクリーン、吊ものバンド、照明機器ボーター関係)</p> <p>(2) 装置の故障及び事故が発生した時は、速やかに技術員を派遣し適切な処置をすること。</p> <p>(3) 前述の場合において受託者は、措置の内容を速やかに学校長及び学校教育課に報告しなければならない。</p>				
業務概要					
頻度	年に1回				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

6 簡易専用水道保守

業務番号	No. 9、10				
業務名	簡易専用水道保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等	水道法（昭和32年法律第177号）				
業務概要	<p>簡易専用水道の厚生労働省令に基づく水道の管理に係る保守点検業務を行うものとし、事前に点検表を作成し承認を得ること。</p> <p>(1) 基礎、水槽、配管等並びに機械室関係 点検月1回 報告月1回</p> <p>(2) 便器、洗面、手洗い、散水栓等施設全般 点検年1回 報告年1回</p>				
頻度	業務概要のとおり				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

7 浄化槽保守等

業務番号	No. 18、19				
業務名	浄化槽保守				

対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校
根拠法令等	浄化槽法（昭和58年法律第43号）				
業務概要	<p>現行の仕様書別紙に指定する浄化槽で期間中それぞれの条件に応じて技術員を派遣し保守点検を行う。</p> <p>注薬について</p> <p>① 1週又は2週に1回以上の点検は、点検毎に注薬する。</p> <p>② 2・3・4・6ヵ月に1回以上の点検は、点検毎に注薬し、点検時を含め2ヵ月に1回の割合で注薬する。</p> <p>③ ①②以外の場合でも、必要に応じて注薬すること。</p>				
頻度	業務概要のとおり				
特記事項	<p>① 浄化槽汚泥引抜が必要な場合は、引抜量（m³）を調査し、事前に報告すること。</p> <p>② 浄化槽の人槽・容量・設置基数等について確認すること。</p> <p>③ 浄化槽保守管理仕様書で○印のある浄化槽については、1年に1回水質検査をすること。（水質検査項目：窒素・りん・COD）</p>				
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 50				
業務名	浄化槽保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園
根拠法令等	浄化槽法（昭和58年法律第43号）				
業務概要	<p>現行の仕様書別紙に指定する浄化槽で期間中それぞれの条件に応じて技術員を派遣し保守点検を行う。</p> <p>注薬について</p> <p>① 1週又は2週に1回以上の点検は、点検毎に注薬する。</p> <p>② 2・3・4・6ヵ月に1回以上の点検は、点検毎に注薬し、点検時を含め2ヵ月に1回の割合で注薬する。</p> <p>③ ①②以外の場合でも、必要に応じて注薬すること。</p>				
頻度	業務概要のとおり				
特記事項	<p>① 浄化槽汚泥引抜が必要な場合は、引抜量（m³）を調査し、事前に報告すること。</p> <p>② 浄化槽の人槽・容量・設置基数等について確認すること。</p> <p>③ 浄化槽保守管理仕様書で○印のある浄化槽については、1年に1回</p>				

	水質検査をすること。（水質検査項目：窒素・りん・COD）
担当所管	健康福祉部こども保育課

業務番号	No. 76、77				
業務名	浄化槽法定検査				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校
根拠法令等	浄化槽法（昭和58年法律第43号）				
業務概要	浄化槽法等関係法令に基づく指定検査機関による定期検査を行う。				
頻度	年に1回				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 60				
業務名	浄化槽法定検査				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園
根拠法令等	浄化槽法（昭和58年法律第43号）				
業務概要	浄化槽法等関係法令に基づく指定検査機関による定期検査を行う。				
頻度	年に1回				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

8 浄化槽汚泥処理

業務番号	No. 20、21				
業務名	浄化槽汚泥処理				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校	小学校1校 中学校1校
根拠法令等	浄化槽法（昭和58年法律第43号）				
業務概要	<p>（1）公共施設浄化槽の汚泥引抜及び清掃については、関係法令等に基づき必要回数を実施するものとする。</p> <p>（2）汚泥処理を行った場合は、施設等へ各1部報告書を提出すること。</p> <p>（3）引抜の実施時期を示した日程表を実施2週間前までに提出すること。なお、</p>				

	実施時期については、浄化槽の状況を確認の上、担当課と直接協議して、決定すること。
頻度	
特記事項	
担当所管	教育部学校教育課

業務番号	No. 51				
業務名	浄化槽汚泥処理				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園
根拠法令等	浄化槽法（昭和58年法律第43号）				
業務概要	<p>（1）公共施設浄化槽の汚泥引抜及び清掃については、関係法令等に基づき必要回数を実施するものとする。</p> <p>（2）汚泥処理を行った場合は、施設等へ各1部報告書を提出すること。</p> <p>（3）引抜の実施時期を示した日程表を実施2週間前までに提出すること。なお、実施時期については、浄化槽の状況を確認の上、担当課と直接協議して、決定すること。</p>				
頻度					
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

9 高架水槽及び受水槽清掃

業務番号	No. 22、23				
業務名	高架水槽及び受水槽清掃				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等	水道法（昭和32年法律第177号）				
業務概要	<p>（1）次の項目についての清掃、点検 汚泥沈積物、亀裂、塗装・ハガレ、老化、漏水、電極・棒作動、オーバーフロー防虫網、ボールタップ作動、フート弁の作動、同左パイプ類、揚水ポンプの状態</p> <p>（2）消毒清掃</p> <p>（3）次の項目についての水質検査 有利残留水素の測定（mg/l）、水質外観状況（味、臭気、色度、濁度）</p>				
頻度	年に1回				

特記事項	
担当所管	教育部学校教育課

10 消防設備等保守

業務番号	No. 24、25				
業務名	消防設備等保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等	消防法（昭和23年法律第186号）				
業務概要	（1）消防法に準じた消防用設備等保守点検 （2）防火設備保守点検				
頻度	年に2回（前期）総合点検、（後期）外観及び機能点検				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 54				
業務名	消防設備等保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園 病後児保育室 えがお	保育園7園 病後児保育室 えがお	保育園7園 病後児保育室 えがお	保育園7園 病後児保育室 えがお	保育園7園 病後児保育室 えがお
根拠法令等	消防法（昭和23年法律第186号）				
業務概要	（1）消防法に準じた消防用設備等保守点検 （2）防火設備保守点検				
頻度	年に2回（前期）総合点検、（後期）外観及び機能点検				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

11 非常通報装置保守

業務番号	No. 26、27				
業務名	非常通報装置保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校

根拠法令等	消防法（昭和23年法律第186号）
業務概要	<p>（1）対象施設へ検査員を派遣し、通報装置の機能点検、外観点検等を行う。点検内容は次のとおり。</p> <p>① 通報装置の機能試験</p> <p>② 押しボタン等周辺機器の作動試験</p> <p>③ その他必要な保守</p> <p>（2）自動試験機能を有する通報装置においては、装置の設置場所で2か月に1回の定時及び随時に自己診断機能により、次の点検項目について機械保守を行う。</p> <p>① 短絡・断線・混触の検出試験</p> <p>② 電池電圧試験</p> <p>③ 電話回線試験</p> <p>④ 発報・停電・復電監視</p> <p>（3）乙は、警察の「非常通報装置の設置及び運用指針」に基づき、通報装置の適正な管理運用を図るために、豊明市役所本庁舎の管理者に対し、次に挙げる助言等を行う。なお、乙は、本項で述べる業務を、公益財団法人日本防災通信協会に委任して行うこととする。</p> <p>①通報装置の適正な管理運用及びその効果的活用に関する指導・助言</p> <p>②誤報防止に関する運用指導及び誤報が発生した場合の原因調査及び再発防止に関する指導</p> <p>③防犯等の安全確保対策に関する支援</p> <p>④防犯等に関する情報及び各種資料の提供</p> <p>⑤通報（出合）試験の調整</p> <p>⑥その他附帯する業務</p>
頻度	
特記事項	
担当所管	教育部学校教育課

12 ガスヒーポン保守

業務番号	No. 28、29				
業務名	ガスヒーポン保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校	小学校7校 中学校2校
根拠法令等					
業務概要	ガスヒーポン設備の定期保守点検業務				

頻度	年に1回
特記事項	沓掛小学校については沓掛児童クラブも含む。 豊明小学校については現在稼働していないため令和5年度より業務に含まれていない。
担当所管	教育部学校教育課

業務番号	No. 56				
業務名	ガスヒーポン保守				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園	保育園1園
根拠法令等					
業務概要	ガスヒーポン設備の定期保守点検業務				
頻度	年に1回				
特記事項	中部保育園のみ				
担当所管	健康福祉部こども保育課				

1.3 遊具等保守点検

業務番号	No. 30、31				
業務名	遊具等保守点検				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要	現行の仕様書別紙一覧表の遊具等の保守点検業務保守点検 年6回（隔月1回） （必要に応じて調整、締め付け、給油、応急処置等を実施すること。）				
頻度	年6回（隔月1回）				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 58				
業務名	遊具等保守点検				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	1. 劣化点検 年1回（点検報告書作成及び提出）				

	<p>(1) 鉄鋼物膜厚測定 2点測定 (1用具)</p> <p>(2) 鉄鋼物減肉検査</p> <p>(3) 骨格検査</p> <p>(4) チェーン摩耗測定</p> <p>(5) 音響検査</p> <p>(6) 目視検査</p> <p>2. 日常点検 年3回 (点検報告書作成及び提出)</p> <p>(1) 調整 使用上無理のないようにする</p> <p>(2) 締付 ボルト、ナット類最優先される類位から、締付けゆるめ方</p> <p>(3) 交換部品 ボルト、ナット、ワッシャー類等</p> <p>(4) 給油 適応した油脂使用</p> <p>(5) 分解 摩耗部で外見から見えない部分</p> <p>(6) 防錆 接地部分の錆止め</p> <p>(7) 応急措置 危険個所で応急措置が必要なものは、代替部品を一時使用し、応急措置をとる</p> <p>3. 砂場大腸菌群数検査 年1回 (検査報告書作成及び提出)</p> <p>(1) 採取 1砂場あたり、5箇所から採取する</p> <p>(2) 検査 大腸菌群数検査</p>
頻度	<p>1. 劣化点検 年1回 (点検報告書作成及び提出)</p> <p>2. 日常点検 年3回 (点検報告書作成及び提出)</p> <p>3. 砂場大腸菌群数検査 年1回 (検査報告書作成及び提出)</p>
特記事項	
担当所管	健康福祉部こども保育課

1 4 水質検査等

業務番号	No. 34、35				
業務名	簡易専用水道検査				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等	水道法 (昭和32年法律第177号)				
業務概要	水道法第34条の2第2項に基づく検査				
頻度	年に1回				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 36、37				
業務名	飲料水水質検査				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要	学校環境衛生の基準に基づく飲料水水質検査を実施する。				
頻度	年に1回				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 38				
業務名	プール水質検査				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校	中学校3校
根拠法令等	年に1回				
業務概要	総トリハロメタン 浄化後の循環水濁度（機器分析） 5項目検査				
頻度	年に1回				
特記事項	※5項目検査の項目は、水素イオン濃度、濁度（比濁法）、過マンガン酸カリウム消費量、大腸菌群、一般細菌とする。				
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 78、79				
業務名	各学校衛生検査				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要	室内空気検査項目 (1) ホルムアルデヒド (2) トルエン (3) ダニアレルゲン 場所				

	(1) 市内小中学校 (2) 各学校薬剤師の指定する場所
頻度	年に1回
特記事項	
担当所管	教育部学校教育課

15 屋内運動場体育器具保守点検

業務番号	No. 39、40				
業務名	屋内運動場体育器具保守点検				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校4校 中学校2校	小学校4校 中学校1校	小学校4校 中学校2校	小学校4校 中学校1校	小学校4校 中学校2校
根拠法令等					
業務概要	(1) 体育館内の体育器具点検業務 増し締め、注油、各所チェック、足場を立て上部確認 (2) 点検器具 バスケットゴール、防球ネット、床金具、バレー・バドミントン支柱、卓球台、審判台				
頻度	年に1回				
特記事項	小学校については年1回4校ずつ実施 中学校については偶数年は2校、奇数年は1校で実施				
担当所管	教育部学校教育課				

16 樹木剪定等

業務番号	No. 44、45				
業務名	樹木剪定等				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要					
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 59				
業務名	樹木剪定等				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	1 剪定・掃除・剪定ゴミ搬出作業時は、園児等に注意し、作業を行うこと。 2 剪定ゴミ搬出处分は、責任をもって行うこと。 3 薬剤散布は、園児等並びに周辺地の健康被害防止のため最小限の使用とする。 4 定期の剪定等以外に樹木の管理上必要な助言を行うこと。剪定等必要な場合には対応すること。（費用別途） 5 業務完了後完了届を提出の上、請求するものとする。				
頻度	年に1回				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

17 調理機器点検業務

業務番号	No. 48				
業務名	調理機器点検業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園3園	保育園3園	保育園3園	保育園3園	保育園3園
根拠法令等					
業務概要	1 対象機器及び主な点検内容 ①【球根皮剥ぎ機、野菜調理器、高速度ミキサー、消毒保管機、包丁まな板殺菌庫及びブラシ洗浄機】作動状況、機器の異常検知ほか ②【ガステーブル、ガス炊飯器、給湯器及び貯湯式湯沸し器】作動状況、機器の異常検知、COチェックほか ③【ガス回転釜】作動状況、機器の異常検知、注油ほか ④【業務用冷凍冷蔵庫】作動状況、機器の異常検知、フィルターのチェックほか ⑤【シンク(流し台)】水漏れ、劣化状況ほか ⑥【調理台】劣化状況ほか ⑦【移動台】劣化状況、キャスター作動状況ほか 2 点検報告書の作成及び提出				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

18 調理室排気設備等清掃

業務番号	No. 49				
業務名	調理室排気設備等清掃				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	調理室内にある排気設備等について適切な衛生管理を確保するため、年1回、清掃を行う。				
頻度	年に1回				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

19 調理室害虫駆除業務

業務番号	No. 55				
業務名	調理室害虫駆除業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	<p>○コックローチコントロールシステム</p> <p>・各保育園調理室 1回の駆除</p> <p>施行の方法は、ハンドスプレーヤーによる薬剤散布及びU.L.V器による薬剤噴霧</p>				
頻度	年に1回				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

20 室内空調機等清掃業務

業務番号	No. 57				
業務名	室内空調機等清掃業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	<p>I. 簡易点検（4回/年）</p> <p>（1）室内機温度測定</p> <p>（2）絶縁測定</p> <p>（3）運転電流測定</p>				

	(4) 異音振動確認 (5) 設置の状況確認 Ⅱ. フィルター清掃 (2回/年)
頻度	簡易点検 (4回/年)、フィルター清掃 (2回/年)
特記事項	
担当所管	健康福祉部こども保育課

2 1 廃プラスチック収集運搬処分

業務番号	No. 42、43				
業務名	廃プラスチック収集運搬処分				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要	廃棄物の種類は次のとおり。				
	種類	具体例			
	廃プラスチック類 (産業廃棄物)	ポリ袋・ラップ類、トレイ類、パック・カップ類、プラスチック製ボトル類、ふた類、発砲スチロール、硬質プラスチック			
頻度	月1回～2回				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 66				
業務名	廃プラスチック収集運搬処分				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	廃棄物の種類は次のとおり。				
	種類	具体例			
	廃プラスチック類 (産業廃棄物)	ポリ袋・ラップ類、トレイ類、パック・カップ類、プラスチック製ボトル類、ふた類、発砲スチロール、硬質プラスチック			
頻度	月1回～2回				
特記事項					

担当所管	健康福祉部こども保育課
------	-------------

2.2 ガスファンヒーター等点検

業務番号	No. 61				
業務名	ガスファンヒーター等点検				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	保育園が保有するガスファンヒーターについて、年1回機能点検を行う。				
頻度	年1回				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

2.3 ピアノ調律

業務番号	No. 63				
業務名	ピアノ調律				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	アップライト型ピアノ調律を年1回行う。				
頻度	年1回				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

業務番号	No. 72、73				
業務名	ピアノ調律				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要	必要に応じてグランドピアノ調律を行う。				
頻度	年1回				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

2 4 蜂等駆除

業務番号	N o . 6 5				
業務名	蜂等駆除				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	保育園児等の安全・安心な保育環境を維持するため、必要に応じて蜂等の駆除を行う。				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

業務番号	N o . 7 0、7 1				
業務名	蜂等駆除				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要	児童・生徒等の安全・安心な学習環境を維持するため、必要に応じて蜂等の駆除を行う。				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

2 5 その他

業務番号	N o . 5 2				
業務名	排水管内高圧洗浄				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	衛生設備の配管内の不具合を解消するため、必要に応じて排水管の高圧洗浄を行う。				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

業務番号	N o . 6 2				
業務名	廃棄手数料				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	本市及び保育園との協議に基づき、家電リサイクル法に基づく機器の廃棄処理を行う。				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

業務番号	N o . 6 4				
業務名	運搬手数料				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	本市及び保育園との協議に基づき、行事に必要な物品（笹など）の運搬を行う。				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

業務番号	N o . 6 8				
業務名	防草シート貼り業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	本市及び保育園との協議に基づき、雑草などが繁茂することがないように必要に応じて、敷地に防草シートの貼り付けを行う。				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

業務番号	N o . 6 9				
業務名	草刈り業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	(1) 除草・草刈り ・草刈・芝生刈は、肩掛け草刈り機による草刈り、人力草刈り等とし、場所により適切に行うものとする。作業に伴う用具・資材等は全て受注者の負担とする。 (2) 収集運搬及び処分 ・収集運搬及び処分についても適切に行い、費用は受注者の負担とする。				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

業務番号	N o . 3 2、3 3				
業務名	コピー使用料（保守含む）				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要	複合機のコピー等使用及び保守等を行う。				
頻度					
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	N o . 6 7				
業務名	コピー使用料（保守含む）				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園3園	保育園5園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	複合機のコピー等使用及び保守等を行う。				
頻度					
特記事項	業務開始日について 二村台保育園・中部保育園は令和6年4月1日から 栄保育園は令和6年6月1日から				

	青い鳥保育園・西部保育園は令和7年6月1日から 館保育園・西部南部保育園は令和8年5月1日から
担当所管	健康福祉部こども保育課

業務番号	No. 74、75				
業務名	グラウンド砂補充				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校	小学校8校 中学校3校
根拠法令等					
業務概要	グラウンド砂を必要に応じて補充する。				
頻度	随時				
特記事項					
担当所管	教育部学校教育課				

業務番号	No. 53				
業務名	汚水槽清掃委託				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園	保育園7園
根拠法令等					
業務概要	(1) 給食調理室汚水槽（グリストラップ）の汚泥処理 (2) 汚泥（産業廃棄物）を関係法令に基づき処理及び報告をすること。				
頻度	年1回				
特記事項					
担当所管	健康福祉部こども保育課				

26 修繕

業務番号	—				
業務名	修繕業務				
対象施設	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	小学校8校、中学校3校、保育所7園				
根拠法令等					
業務概要	(1) 原則、1件当たり130万円以下の日常的修繕※ 受託者は、本市又は学校等から要請があった場合や、各業務の実施により把握した破損又は故障等の不具合箇所について、修繕業務を実施すること。				

	<p>なお、案件ごとの修繕費は、本市と受託者が協議の上、決定すること。</p> <p>※施設・設備・備品の効用を維持するために必要となる補修、修繕のこと。</p> <p>(2) 軽微な補修等</p> <p>添付資料</p> <p>1-1「仕様書」の第3章1から5までに示す各業務の実施により破損又は故障等の不具合を発見した場合は、必要に応じて、次の①～⑨に掲げる軽微な補修や応急処置を講じることで当面、機能が維持できる場合は、自らの負担で補修するとともに、本市及び学校等に報告すること。</p> <p>① 汚れ、詰まり、付着等がある部品の清掃</p> <p>② 取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整</p> <p>③ ボルト、ねじ等の緩みがある場合の増し締め</p> <p>④ 潤滑油、グリス、充填油等の補充</p> <p>⑤ 接触部分、回転部分等への注油</p> <p>⑥ 軽微な損傷がある部分の補修（交換部品を除く）</p> <p>⑦ 塗装（タッチペイント程度）</p> <p>⑧ 給排水設備に関連するパッキンの交換</p> <p>⑨ その他上記①～⑧号に類する軽微な作業</p>
頻度	本市又は各学校等からの要請に基づき、修繕を行うこと。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費が効率的に執行されていることを示すため、一定の競争性が確保されることが必要と考えているため、本市が修繕業務を行う場合に実施している入札や見積合わせの手法を参考にすること。 (参考) 契約予定額が10万円以下は1者以上で見積合わせ 契約予定額が10万円を超えるものは2者～5者以上で見積合わせ ・再委託の相手方の選定にあたっては、本市の地域経済の発展や地域貢献の観点から、市内事業者を発注率、件数、金額において現行水準（添付資料1-4「令和2年度～令和4年度契約実績状況表」の3か年の平均）と同等以上の条件で活用すること。（実績の報告を毎年行い、本市の確認を受けること。）
担当所管	健康福祉部こども保育課、教育部学校教育課